

開発協力適正会議

第 84 回会議録

令和 7 年 12 月 23 日（火）

《議題》

1 新規採択調査案件

- (1) ベトナム（有償）「メコンデルタ沿岸地域灌漑システム改善による気候変動適応対策計画」
- (2) モンゴル（有償）「農牧業ツーステップローン計画」
- (3) インド（有償）「ジャルカンド州参加型森林能力強化計画」
- (4) ヨルダン（無償）「経済社会開発計画（医療機材）」

2 事務局からの連絡

別添 委員からのコメント一覧

午前9時58分開会

- 弓削座長 皆様、おはようございます。第84回「開発協力適正会議」を開始します。
今回の適正会議はオンライン参加と会場での参加を併用したハイブリッド形式で行います。途中で通信状況による音割れや音声の途切れなどあれば隨時御指摘願います。また、一般の方にもオンラインで議論を傍聴いただけるようアレンジしています。
本日は、石月国際協力局長が、別件対応のため、会議の途中で中座する予定となっております。あらかじめ周知いたします。

1 新規採択調査案件

(1) ベトナム（有償）「メコンデルタ沿岸地域灌漑システム改善による気候変動適応対策計画」

- 弓削座長 それでは、新規採択調査案件について議論を始めます。
本日は、ベトナム、モンゴル、インド、ヨルダンの4件を扱います。
まず、説明者から各案件の外交的意義の説明及び委員コメントに対する回答を行い、その後、議論を行います。
最初の案件は、ベトナム「メコンデルタ沿岸地域灌漑システム改善による気候変動適応対策計画」です。外交的意義の説明、委員コメントに対する回答をお願いいたします。
- 説明者1（国際協力局国別開発協力第一課長） おはようございます。外務省国際協力局国別開発協力第一課の加藤と申します。よろしくお願ひいたします。
まずは外交的意義について、でございますけれども、案件概要書に記載したとおりでございます。
続きまして、委員の質問・コメントへの回答に移らせていただきます。
- 説明者2（JICA東南アジア・大洋州部東南アジア第三課長） それでは、続きまして、JICA東南アジア・大洋州部の江上から御説明を続けます。
では、弓削座長の1番目、西田委員の1番目、徳田委員の3番目の開発効果の内容及び裨益人口に関する質問について、当該地域では、パナメイエビやブラックタイガーライ等のエビ養殖、稻作、沿岸漁業やカニ・魚類の採捕が主な生計手段です。本計画により、塩水遡上や内水氾濫を抑え、塩害や浸水から養殖池や農地を守り適切な水資源を十分に確保することで、農水産物の収穫量の増加と農水産業従事者の生計向上が期待されます。

期待される開発効果は、本計画単独で推計した数値です。塩害と水害の軽減による受益人口は約82万8000人で、別添地図で東西約40キロメートルに延びる灌漑水路と沿岸部の間の地域を想定しております。別添の地図とは案件概要書の4ページ目になります。水資源管理で生計向上が見込まれる人口は約159万人で、これは灌漑水路から沿岸部及び内陸部へ南北に延びる二次・三次水路周辺の農地等を含む地域の人口を含めたものです。すなわち、4ページ目で言いますと、灌漑水路から北に、地図の上に向かって延びる部分も含めた地域のことを指します。

いずれも現時点では概算でありまして、塩水遡上等による被害の軽減度合い、農水産業の生産量増加や、住民の生計向上の程度などを定量的に示す数値と併せて、協力準備調査にて精査いたします。

続いて、弓削座長の2番目、道傳委員の3番目のオペレーション&メンテナンス(O&M)会社に関する質問について、O&M会社の選定は、カマウ省人民委員会が調達主体となりまして、国家入札法及び灌漑法に基づく灌漑施設の割当及び管理に関する政令等に準拠し、技術能力や財務健全性、運営・維持管理計画やコスト等の評価基準に基づき行われます。十分な運営・維持管理能力を有するO&M会社は数社に限定されますが、その中でも本計画と類似した水門や水路の運営・維持管理実績を多数持つ公営企業等が有力な請負先として想定されます。

過去の類似案件の教訓を踏まえて、まず協力準備調査において実施機関の農業環境省のCentral Project Office(CPO)及び運営・維持管理を所掌するカマウ省人民委員会の実施能力・実績と、カマウ省が自己資金で整備した水門や水路の維持管理状況を評価します。その上で、本計画の実施期間を通じまして農業環境省CPO、カマウ省人民委員会及びJICAの3者で継続的に協議し、必要に応じて、カマウ省人民委員会の管理能力強化のためのワーキンググループの編成や研修プログラムの実施等を検討いたします。また、運営・維持管理業務の委託内容に開発効果のモニタリングを含めることを検討いたします。

続きまして、弓削座長の3番目、田辺委員の2番目、徳田委員の2番目の、マスタープランの中での本計画の位置づけ及び他ドナーとの連携に関する質問について、マスタープランで提案された9つの優先事業のうち7事業は、世銀・アジア開発銀行(ADB)等のドナーによる支援やベトナム政府の自己予算で実施中あるいは実施予定となっています。なお、当該7事業のうち、JICAはベンチエ省の防潮水門・灌漑施設の整備について円借款を通じた支援を実施中です。

本計画は、9つの優先事業のうち残る2事業の一部を対象とするものです。2事業のうち本計画対象外の二次水路の整備等は、ベトナム側の自己予算にて整備済みです。

本計画の実施によりマスタープランの優先事業は完遂される予定ですが、協力準備調査において、他ドナーやベトナム政府が計画中・実施中である案件の最新状況、メコンデルタ地域の気候変動への適応及び強靭化への対応の全体像を把握した上で、本

計画の位置づけや効果を確認いたします。

続きまして、徳田委員の1番目の、JICAが過去に支援した農業・農村分野のマスターplan策定後、ベトナム政府がメコンデルタ地域開発マスターplanを策定するまでに約9年を要した理由に関する質問について、2017年に施行された「計画法」によりまして、政府の開発計画がセクター別計画から統合型地域計画へ移行することが義務づけられたためです。その結果、農業に加え、運輸、エネルギー、物流なども含む統合型地域開発計画として策定する必要が生じたため、時間を要しました。

- 説明者1 田辺委員の1番目、松本委員の1番目のオファー型協力に関する質問につきまして、オファー型協力という形での立ち上げには、協力分野とか協力メニューなどについて相手国政府との対話・協議が必要となります。現時点では、ベトナムとはそうした形でのオファー型協力というものは立ち上げていないこともありますし、本計画もオファー型協力ではございません。仮に、同協力案件となる場合でも、他の案件とは案件形成プロセス上に基本的には違いはございません。

また、御指摘のとおり、オファー型協力候補案件につきまして、その有無ですか、簡単な概要説明ですか、そうしたものは案件概要書に明記するようにいたします。

- 説明者2 続きまして、田辺委員の3番目の塩水遡上の要因に関する質問について、メコン川の河口部での塩水遡上の深刻化は、乾期の流量減少に起因し、その背景には気候変動による降水量・時期の変化とともに、上流域での水利用増加やダム開発といった要因も指摘されています。

日本は直接的に水利用を抑制する協力は実施していませんが、無償資金協力を通じて、メコン河委員会と連携し、洪水・干ばつ早期警報システムの強化や高リスク地域における適応ガイドライン策定、洪水・干ばつ適応策の実践に向けた能力強化及び啓発活動等を支援しております。

続いて、道傳委員の1番目の案件名に関する質問について、御指摘を踏まえまして英語案件名の修正を検討いたします。

道傳委員の2番目、西田委員の2番目の環境社会配慮カテゴリーに関する質問について、カテゴリーAとなる理由は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」に掲げる影響を及ぼしやすい特性のうち、大規模非自発的住民移転に該当すると考えられるためです。予想される住民移転規模はおよそ220人であり、協力準備調査にて詳細を確認いたします。

なお、住民移転の社会的影響以外にも、防潮水門や灌漑水路整備による環境変化が、地域住民が営む農業や養殖業への予期せぬ影響を及ぼす可能性も含めまして、ベトナム政府と事業・モニタリング計画を慎重に策定いたします。

続きまして、松本委員の2番目の開発効果及び外部要因に関する5つの質問に進み

ます。

1つ目、防潮水門の開閉条件については、雨期・乾期の流量、水位、塩分濃度のデータをセンサーで観測し、カマウ省灌漑管理公社のデータセンターで分析した上で、水門操作が実施されることを想定しています。これは同省や国内他地域で既に運用されている方式ですが、最新の運営・維持管理体制は協力準備調査を通じて確認いたします。

2つ目、汽水域でのエビ養殖者への影響について、汽水エビの最適塩分濃度1.0～1.5%程度に対しまして、現状では2.4%以上と高い状況です。本計画により塩分濃度調整が可能となり、生産増加やエビの病害リスク低減が期待されます。

3つ目、農業が可能な塩分濃度について、米は1.0～2.0%程度の塩分濃度に一定期間さらされると、17.0%程度の収量が減少するため、塩分濃度は最大1.0%以下に保つことが望ましいと考えております。

4つ目、塩分濃度のコントロールは、ガンハオ川河口付近に建設する防潮水門に加え、本計画に含まれる東西に延びる一次水路である灌漑水路から二次水路への分水ゲートの開閉によって行います。北東方面に位置する河川から取水した淡水を流すことで塩水遡上を抑え、塩分濃度観測データと連動させて、きめ細かい調整を行うことができます。

5つ目、上流における開発の淡水量への影響については確定的な情報はありませんが、ベトナム政府では、乾期の淡水確保に向け貯水池整備などを検討していると聞いております。本計画は、上流の流量減少を抑制できるわけではありませんが、上流開発による流量変動を前提に、下流域での水資源管理能力を強化し、限られた淡水を効率的に利用する体制を構築するものです。

森田委員からは、妥当な案件だと思いますとおっしゃっています。

以上、御説明です。

○ 弓削座長 どうもありがとうございました。

説明者からの説明について、追加の御意見・御質問があれば発言をお願いいたします。

では、まず、松本委員、どうぞ。

○ 松本委員 御説明ありがとうございました。私の質問だけ、ややテクニカルなものも入っていたかと思います。とはいっても、この地域、もちろん、先ほど御説明があったベンチエとカマウでも状況は違いますし、かなり広大なエリアになっています。

また、御指摘の課題は、非常にこの地域、長年苦しんでいる塩水遡上の問題ですので、プロジェクトの意義自体は私もあるのではないかとは思う一方、御説明いただいたとおり、こここの地域のエビ養殖者にとっては、汽水域の中で必要な塩分濃度があり

ます。一方、米を作る、あるいは農業したい人にとっては、エビの養殖の濃度では高過ぎます。常にこのメコンデルタの塩分濃度の調整というものは、この稻作を含めた農家と、それから、エビ養殖という業者。この両方の利益相反の中にあると思っていて、そういう中でこのプロジェクトをやることが非常に難しいと思って、この案件概要書を読んだ次第です。

今、私が申し上げたことは恐らく、JICAの技術職の人、あるいはベトナム地域事務所の方も御理解いただいていると思うのですが、こういう難しいバランスの上に、かつ気候変動による海面上昇がもたらす影響と、上流の開発に伴う淡水の減少という根本的な原因に対しても明確に対応できる方法がなく、どちらかというと、その場限りの対応をせざるを得ない。こういう事業をやる際に実際、これから協力準備調査をやられるわけですけれども、どういう条件設定にされるのか。つまり、気候変動はこのぐらいで、水位の上昇はこのぐらいまでであればこの事業では対応できる、もしくは上流の開発が進んで淡水量が乾期において、現在よりこのぐらい減っても対応できるとか、何かそういう感度分析といいますか、そういうものをどの程度、協力準備調査の中で考えていかれるのか。

これは下手をすると、状況が悪化すると思うのです。プロジェクトをやることによって、みんな安心してしまいますので、その安心によって、さらに農業をやる、エビの養殖をやった結果、それが予想以上に気候変動や淡水の減少が起きてしまい、皆さんの生計が危ぶまれるという可能性もあるので、もしかしたら、この話は捨ててしまったほうがいいのではないかというぐらい、すごく微妙なバランスの中にあると思うので、この辺りについて、すごく曖昧な質問の仕方で申し訳ないのですが、お考えを伺いたいなと思っています。

以上です。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

それでは、お答えのほうをお願いします。

○ 説明者2 松本委員からの御質問、ありがとうございます。いただいた御指摘について、私たちも構造物を造ること自体は限定的なプロジェクトではございますが、そのもたらす影響は大きいものという認識の下、協力準備調査を進めていく必要があるという点は同じように考えております。

御質問の微妙なバランスにあることについて、どのように考えていくか、感度分析を行うか、メコンデルタ地域の治水面での気候変動対策、あるいは塩水侵入や生計に対する影響をどうするかという問題について、9つの事業から成り立っているマスタートップランは、メコンデルタ地域全域のレジリエンスを高めつつ生産性も確保しようと

いう大きなビジョンの下の計画になっております。

ですので、この事業単独だけの分析ではとどまらずに、メコンデルタ全域で、世銀、ADB、AFD、それから、ベトナム政府の自己予算で進むプロジェクトがどのような思想の下、松本委員がおっしゃった、どのような前提条件等を設定し、デザインして進めているのか、ほかのプロジェクトが先行していることもありますので、全体的な動き・考え方を収集して、このプロジェクト単体での狭い視点での計画にならないよう注意して協力準備調査を進めたいというのが今の時点での考えになります。

○ 弓削座長 ありがとうございました。

松本委員、どうぞ。

○ 松本委員 ありがとうございます。短く。

こうしたコーディネーションボディーがあるかどうかというのも伺いたくて、私はたしかベンチの有償資金協力のときにJICAの助言委員会の委員で、ちょうど、それを担当したこともあり、また、メコンデルタ地域にも何度も行っているので、この問題については関心があるのですが、実は、今、おっしゃったようなコーディネーションというものはMRCも必ずしもうまくできているわけではないですし、そもそも、MRCの前身であるメコン委員会というものは、この下流の水調整、特にメコンデルタの水調整が最大の目的ということで、1960年代とか様々なプランを立てていたと堀博先生から伺ったことがあるのですけれども、そう考えると、やはり半世紀以上にわたって、この地域で対応策がうまく見いだせていない問題なので、ぜひこうしたコーディネーションボディーを他ドナーやベトナム政府とつくるというのも協力準備調査の中に入れていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

それでは、田辺委員、お願いします。その次に、森田委員。その順番でお願いします。

田辺委員、どうぞ。

○ 田辺委員 御回答ありがとうございます。

生活用水については、この工事内容、この事業の結果、現地の生活用水の改善というものはどのようにつながるのかというのをお伺いしたいと思います。

○ 弓削座長 では、続けて、森田委員、マイクをどうぞ。

○ 森田委員 松本委員がおっしゃったように、このプロジェクト単体ということではな

く、コーディネーターを置いて全体として見るという視点が重要だと思います。

この案件を例えればアジア・ゼロエミッション共同体（A Z E C）の下でのプロジェクトに位置づけて、A Z E Cの事務局をやっている東アジア・アセアン経済研究センター（E R I A）などが関与する形で面的に捉えることも可能ではないかと思います。A Z E Cのプロジェクトは、どちらかというと、気候変動対策、緩和（ミティゲーション）の方に力点を置いているとは思いますが、適応も対象になっていると思います。以上、コメントです。

○ 弓削座長 よろしいでしょうか。

それでは、回答のほうをお願いします。

○ 説明者2 ありがとうございます。

では、田辺委員からの御質問の生活用水の改善について、今は塩分濃度が高いので、農村部では地下水に依存している部分がありますが、そこが幾らかは灌漑用水路を使った水の利用に切り替えることができると思っております。それによりまして、地盤沈下進行を少し抑えるというところにも貢献できるものと考えております。

それから、森田委員からの御指摘のA Z E Cへの貢献に位置づけられないかという点ですが、いただいた御意見はぜひ積極的に考えていきたいと思っております。ベトナム政府からは、A Z E CへのJ I C Aを通じたO D Aでの協力がまだ限定的ではないかというような対話もありまして、これが位置づけられるという形で進めば、他の展開も含めてつながっていきますし、ぜひいただいた意見を積極的に考えていきたいと考えております。

以上です。

○ 弓削座長

いろいろな重要なコメントがあり、ここで全部繰り返すことは無理ですけれども、農業の観点、そして、気候変動の観点との両方を考慮して、どのような条件で、どのようなバランスを取るのかがいいのかという重要なポイントが挙げられました。それから、ほかのドナーとベトナム政府とのコーディネーションボディーについてコメントがあり、この必要性と設置についても協力準備調査で調べていただくということです。また、生活用水の改善について、それから、A Z E Cへの貢献についてもコメントがありましたので、検討していただく。ほかの重要な点で、運営・維持管理については、実施機関である農業環境省のC P O 及び運営・維持管理を所管するカマウ省人民委員会の実施能力と実績を評価することが重要である。そして、必要に応じて、管理能力強化や研修プログラムの実施も検討するという点もありました。また、住民移転の社会的影响や環境変化の地域住民への影響もしっかりと調べる必要があります。

ほかの点もいろいろありましたけれども、これらの点と委員の皆様が挙げられた点を踏まえて、協力準備調査で調べるということでよろしいでしょうか。

では、そのようにお願ひいたします。いろいろと御回答ありがとうございました。

それでは、この案件に関する議論はこれで終了いたします。ありがとうございました。

では、松本委員。

- 松本委員 すみません。1点だけ、局長が途中で退席されると最初に伺って、こういうことを聞くのは私の役割かと思っているのですが、やはり昨今、ずっと中央アジアの件が報道されていて、この会合自体でも南ルートの話は何度か出てきたと思うのです。

もし座長、それから、皆さんが出でていただけるのであれば、一言、今回の「中央アジア+日本」の首脳会談において、ここで議論されたようなことがどんな形で生かされているか、あるいはこういう変化が起きているというようなものをもし局長から少しお話を伺えるとありがたいなと思っているのですが、いかがでしょうか。

- 弓削座長 石月局長、いかがでございましょうか。

- 石月国際協力局長 松本委員の問題意識にちゃんと答えられているかどうか、分かりませんが、「中央アジア+日本」、今回、C A + J A Dと命名いたしましたけれども、この金曜日から土曜日までかけて行いました。中央アジアの首脳、5か国の大統領がみんな来て、首脳レベルでは初めての会合ということでした。ただ、この枠組み自体は、実は20年ぐらい前に日本が先導して、中央アジア5か国を集めてやるということを始まったものです。

経協案件について申し上げる前に、この枠組みの意義ということで申し上げると、中央アジアの5か国はもともと、地域統合というものはなかなか進んでいなかったのですが、これらの国々5か国を、一堂に会して会合することによって、地域的な統合が一定程度進むようにしていくというような狙いもありました。20年やって、そこはだんだんそういう形になってきていて、その中で、今、おっしゃった南ルート、これはカスピ海ルートのことを指しておられると理解しましたが、要は中央アジアの中の連結性を強めて、さらに外との連結性も高めていくというのですが、カスピ海ルートに沿ったいろいろな橋の整備を進めていく、また、税関が多くの国をまたぐと、そこを通る度に時間がかかるてしまったり、税関の機材が足りなくて検査に時間がかかるたりとかいうことがあるので、そういうものを供与する形で連結性を高めていく。こういうことを、今回の首脳会談で日本のイニシアチブとして打ち出したということでございます。

ただ、とはいえる、なかなか課題はたくさんございまして、これで何かすばらしい「超特急の回廊」ができるかというと多分、そういうことでもないのですけれども、ただ、この地域は内陸国なものですから、外につながるルートがいろいろな形である、代替ルートをちゃんとつくっておくことが非常に重要だということです。そういう観点と、また、域内連結性を高めるという観点から、検討を進めてきたということでございます。その他、長年取り組んでいる「一村一品運動」を（キルギスから）横展開するとか、いろいろな取組を日本はかなり前からこの地域でやってきているので、そういう昔からの取組を、信頼関係をベースにして、しっかりやっていく。あと、ここ（適正会議の場）でも議論になった人材育成奨学計画（JDS）なども中央アジアは人数が多く、3カ国で2000年から四半世紀でおよそ900人の留学生を受け入れているということです。今回、首脳に同行してきた代表団の閣僚の中にもJDSの卒業生がいるなど、非常に高い効果を上げている地域の一つだということも御紹介させていただきます。

以上でございます。

- 松本委員 すみません。事前通告なしで、ありがとうございます。
- 弓削座長 局長、どうもありがとうございました。

(2) モンゴル（有償）「農牧業ツーステップローン計画」

- 弓削座長 それでは、次の案件に移ります。次の案件は、モンゴル「農牧業ツーステップローン計画」です。外交的意義の説明、委員コメントに対する回答をお願いいたします。
- 説明者1（国際協力局国別開発協力第一課長） 続きまして、国別開発協力第一課の加藤でございます。
外交的意義につきましては、案件概要書に記載のとおりでございます。
それでは、委員の質問・コメントへの回答に移らせていただきます。よろしくお願ひします。
- 説明者2（JICA東・中央アジア部） JICA東・中央アジア部次長の竹原と申します。よろしくお願いします。
まず、弓削座長の1番目の期待される開発効果に関する4つの質問について回答いたします。

期待される最終貸付先の売上増加、初めて融資を受ける企業数及びその割合、融資先企業の女性経営者の割合につきまして、協力準備調査で確認いたします。

その上で、過去にモンゴルで実施しました「中小企業育成・環境保全ツーステップローン計画（Ⅰ）（Ⅱ）」における売上増加は、事業終了後のヒアリングで、フェーズⅠで平均150%弱、それから、フェーズⅡで250%弱の売上増加がございました。

また、国際金融公社（IFC）が実施したモンゴルのネット銀行支援の中小企業支援向けツーステップローン事業では、女性経営者企業割合の目標値を25%に設定していました。

それから、農牧業分野の中小企業・小規模企業者（MSME）ですけれども、この経営者における女性の割合につきましては、農牧業分野に限定した情報はございません。しかし、2021年の国連開発計画（UNDP）のモンゴル金融セクターのジェンダー事情に関する報告書によりますと、モンゴルのMSME全体に占める女性経営者の割合は6割以上とされています。なお、農牧業分野、特に牧業の生産セクターにおいては男性が優位という指摘もありまして、このセクターの女性経営者の割合は全体よりも下回るものと推測しております。

続きまして、弓削座長の2番目と5番目、松本委員の1番目の実施体制に関する御質問について、食糧・農牧業・軽工業省は農牧業産業の政策的な観点から、中小企業庁は農牧業分野の中小企業振興の観点から、それぞれ本計画の実施方針に関するインプットを行います。大蔵省は仲介金融機関候補の提案を担います。JICAは協力準備調査において、これら3省庁の審査能力を確認いたします。

また、事業の運営・維持管理につきまして、食糧・農牧業・軽工業省と中小企業庁が融資対象事業のモニタリングを行います。大蔵省が仲介金融機関のモニタリングを行います。

その上で、3省庁を含む運営委員会におきまして、各提案ですとかモニタリング結果の確認を行うという協力体制を想定してございます。JICAは運営委員会が提示します仲介金融機関候補について同意の可否を判断いたします。その過程において仲介金融機関候補の審査能力を確認します。

続きまして、弓削座長の3番目と4番目、仲介金融機関になり得る金融機関数やその候補に関する御質問につきまして、現在、モンゴル国内には12行の商業銀行が存在いたします。

先行した「中小企業育成・環境保全ツーステップローン計画（Ⅰ）（Ⅱ）」には延べ10行が参加しまして、現存している6行はいずれも、一定の実績が認められますので、本計画の仲介金融機関候補になり得ると考えております。

このような事例も参考にしながら、仲介金融機関候補について協力準備調査で確認いたします。

なお、実際の選定は、事業前に運営委員会とJICAが合意した選定基準に基づく審査で行われますので、協力準備調査で候補になった全銀行が最終的に選定されるわけではございません。

田辺委員の1番目の御質問、中小企業開発基金の融資分野に関する御質問でございます。同基金に対して実施しましたヒアリングの結果によりますと、農牧業関連企業への融資が4割以上を占めます。

続きまして、田辺委員の2番目、徳田委員の3番目の御質問、仲介金融機関の倒産時の債権譲渡に関する御質問です。案件概要書におきまして「商業銀行との間で確立した信用が失われる」と記載いたしましたけれども、その趣旨は次のとおりでございます。ある企業が銀行Aから受けた「融資A」を正常に返済できれば、その実績が評価されまして、同じ銀行Aから次の「融資A'」を受ける際に、融資条件が優遇される可能性がございます。他方で、この銀行Aが倒産しまして、元の「融資A」の債権が中央銀行に譲渡される場合、企業がその債務を中央銀行に返済しても、別の銀行Bが「融資B」を判断する際に、銀行Aから得た信用が評価されることがございません。その結果としまして、企業が本来得られたはずの優遇融資条件を享受できないという機会損失がございます。

なお、返済実績がマイナスに評価されるという趣旨ではございません。

それから、国際機関等によるモンゴル政府に対する政策変更の働きかけに関する情報は把握しておりません。協力準備調査において、モンゴル政府、それから、国際機関の動向を確認してまいります。

続きまして、徳田委員の1番目、松本委員の2番目、3番目、それから、西田委員の1番目の御質問です。安易な借入れ・貸付けのリスク及びMSMEへの融資が低迷している理由についてでございます。このリスクについては、JICAでも御指摘のリスクを認識してございまして、その回避・軽減のために次の方策を検討いたします。

まず、協力準備調査の中で、食糧・農牧業・軽工業省、中小企業庁、大蔵省の審査能力をしっかりと確認いたします。この計画の実施に際して、これら3省庁を含む運営委員会とともに仲介金融機関の選定を厳格に行うことによって、返済能力を有するMSMEのみに融資が行われるようにいたします。その上で、仲介金融機関及び貸付先に対するコンサルティング・サービスを提供しまして、これらの機関の対応能力を強化してまいります。具体的には、仲介金融機関に対しまして、貸付先の返済能力や融資対象事業の生産性・返済可能性を見極めるための能力強化を支援いたします。また、貸付先には事業計画策定能力向上のための支援の実施を検討いたします。

また、MSMEのみが貸付対象になるように、運営委員会において、仲介金融機関が選定した融資候補事業のうちMSMEが提案した事業のみを承認するように管理いたします。また、MSMEの事業計画策定能力に係る課題につきましては、コンサルティング・サービスを通じて支援することを想定しております。

ＭＳＭＥへの融資が低迷している理由につきまして、現地関係者にヒアリングをしましたところ、商業銀行側の融資条件の厳しさのほかに、ＭＳＭＥ側が担保を十分に確保できない事情ですとか、ＭＳＭＥ側が適切な事業計画を策定できないという点も一因であるという指摘がなされてございます。

続きまして、徳田委員の2番目、道傳委員の1番目の御質問、過去案件の金融アクセス改善の成果に関する御質問です。「中小企業育成・環境保全ツーステップローン計画（Ⅱ）」の事後評価におきまして、仲介金融機関の商業銀行にアンケートを取りましたところ、3年以上の長期与信の割合が50%以上増加したという結果がございます。それから、フェーズIのほうですけれども、この最終貸付先へのアンケートでは、長期融資へのアクセス改善が「大きく改善」したと回答した企業が割合として63%ございました。

本計画の金融アクセス改善につきましては、先ほど申し上げました国際金融公社（IFC）のネット銀行支援の中小企業向けツーステップローンの値、これは女性経営者企業割合の目標値が25%というものでしたけれども、この値も参考にしながら、協力準備調査を通じて確認をいたします。

続きまして、西田委員の2番目の御質問、遊牧の影響に関する御質問です。国連食糧農業機関（FAO）によりますと、モンゴルの遊牧世帯数は農牧業従事世帯数の8割弱を占めるとされています。モンゴルならではの特徴的な農牧業形態と認識しております。他方で、現時点では、遊牧特有の課題ですとか資金需要に関する情報を把握できておりませんので、これは協力準備調査の中で確認してまいります。

最後に、森田委員の2番目のコンサルティング・サービスに関する御質問につきまして、このコンサルティング・サービスも、今回、円借款の対象とする想定でございます。

過去のツーステップローンの実績を踏まえて、モンゴル政府からはコンサルティング・サービスを含む円借款として要請をされています。相手国の自助努力を促進するという観点からも、無償資金協力よりも円借款の対象として提供することが適切であると考えております。

以上になります。

- 弓削座長 どうもありがとうございました。

説明者からの説明について、追加の御意見・御質問があれば発言をお願いいたします。

松本委員、その次に、徳田委員。では、そのお二人。
では、松本委員、どうぞ。

- 松本委員 御説明ありがとうございました。

手短になのですが、こうしたローンのときに気になるのは、私が質問させていただいた2番目の優良な借り手に流したほうが実績はよくなるけれども、必ずしも優良な借り手といいますか、その人たちがそれを必要としているかどうかというと疑問があるというケースが実は気になっておりますので、今回、ODAで行うということは、本来であればなかなか、そうした金融アクセスがないだけでなく、マネジメントができないような企業ができるようになるというところが結構大事なのかなと思っているので、今回、円借款で指導というコンサルティング・サービスがついていますが、できれば多分、技術協力とか、別の形で円借款の一部として行えるというよりは、むしろ、別途、技術協力もあったほうがいいのではないかと思って、この案件を読んだのですが、その辺り、やはり円借款の一部としてのコンサルティング・サービスでやられるのがいいのか、それとも、技術協力とセットのほうがいいのか。その辺りについて、お考えがあれば伺いたいと思います。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

それでは、徳田委員、どうぞ。

○ 徳田委員 御説明ありがとうございます。

テクニカルな話で申し訳ありませんが、金融機関の倒産時の対応につきまして、いま一つぴんときていません。これはモンゴルの商慣習なのかなと言わればそれまでのですが、しっかりと借り手が必ず返したということがポイントになるような形で実績を残すべきかと。せっかくローンを組んでも、こういった形が起きてしまうと結局、彼らの返済したことが成果として認められない。このような商慣習は理不尽ではないかと思いますので、仮に中央銀行であってもそういうことは例えば開示するとか、何らかの形で対応すべきではないでしょうか。今回、このツーステップローンを実施するに当たっても、そういう状況の改善についても御依頼いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

では、西田委員、続けて、どうぞ。

○ 西田委員 すみません。御説明ありがとうございました。

私の伺った質問のところ、天候以外のMSME側の要因ということで、担保を十分に確保できない、あるいは事業計画ができないというお話をありました。2番目のほうの私の質問で、農牧業民の8割が遊牧に関わっている方々で、この方々の課題がまだはっきりはしていないということでもあります。何となく私は遊牧民の方々の生活形態、すなわち、不動産を持たない。それで、担保にできるものというと、家畜が

あたり、貴金属があったりするのかもしれないですけれども、そういうものも持たない零細な方々が多い、あるいは事業計画ができないというものも、この教育へのアクセスというものがある程度限られているのかなというような印象があるのでけれども、この辺り、どのように、今後調査をされるということなのですけれども、先ほどのお話だと、協力準備調査を通じて、仲介業者側の能力の確認とかサポートをするというようなお話であったのですけれども、こちらのMSME側への何か寄り添った支援といったものも必要な感じがするのですけれども、いかがお考えか、教えていただければと思います。

- 弓削座長 ありがとうございます。
それでは、回答のほうをお願いします。

- 説明者2 ありがとうございます。

松本委員の技術協力とセットにすべきかどうかという点ですけれども、まず、今回対象としている直接のユーザー、裨益者に対しては、この借款の中でコンサルティング・サービスで直接支援をしたいと考えてございます。一方で、モンゴルで行っているその他の技術協力を組み合わせて、セクター全体としては強化していきたいと考えております。例えば、現在、市場志向型の農家の経営をサポートする技術協力を行っていますし、獣医学、防疫に関する科学技術協力も行っておりますので、そういうものを組み合わせて、全体として農業、牧業に対する技術面のサポート、経営面のサポートをやっていきたいと考えてございます。

それから、徳田委員から御質問いただきました債権譲渡に関する問題について、2018年の銀行法改正により、倒産した後に債権譲渡ができないこととなつたゆえに、倒産する前に早く債権譲渡を行うよう改善を申し入れるのがまず重要かと思っております。その上で、倒産してしまった後に不利益を被るユーザーをサポートするために、現地には信用保証協会もあります。それから、この信用に関するデータベースがあるかは協力準備調査で確認をしていかなければいけないのですが、もある銀行が倒産しても、第三者的にそれをサポートする仕組みがあるか確認してまいりたいと思います。それから、御指摘いただいた中央銀行側の情報開示についても確認してまいります。

西田委員から御質問いただきました、遊牧民、特に遊牧民のMSMEへのサポートについて、農牧業の中心を担う方々ですので、調査の中で確認いたします。初期的な情報で恐縮なのですが、社会主义時代に遊牧民も牧畜協同組合ですか国営の農場で組織化されていたものの、社会主义体制が終わって、自由な私有の形態に移ったことで、結果的にかなり自由に行動し始めており、リスクから守られていないという状況もあるようです。今回、組合も所管している省庁である中小企業庁を通じて、

組合を通じた遊牧民の方のサポートというものは何かできるか確認してまいりたいと思っております。

以上です。

- 弓削座長 ありがとうございます。

では、ほかによろしいでしょうか。

いろいろな御説明をいただきましてありがとうございます。

ここでまとめることは不可能なのですが、技術協力をどのように行うのがベストなのかという、やり方の質問。それから、仲介金融機関の倒産時の債務譲渡に関する説明。また、モンゴルの遊牧民特有の諸課題について、調査で確認することも重要ですし、それから、最初の御説明にありましたように、この案件の実施に関わる3つの省庁がありますので、それらの審査能力と協力体制の確認を行うことも重要です。加えて、仲介金融機関の選定を厳格に行うこと。そして、返済能力を有するMSMEのみに融資がなされること。

これらの点と委員の皆様が御指摘された点を踏まえて、協力準備調査で確認するということによろしいでしょうか。

それでは、そのようにお願ひいたします。ありがとうございます。

これで、この案件についての議論を終了いたします。

(3) インド（有償）「ジャルカンド州参加型森林能力強化計画」

- 弓削座長 次の案件に移ります。次の案件は、インド「ジャルカンド州参加型森林能力強化計画」です。外交的意義の説明、委員コメントに対する回答をお願いいたします。

- 説明者1（国際協力局国別開発協力第二課長） 国別開発協力第二課の廣瀬です。よろしくお願いします。

では、本件についての外交的意義については、案件概要書に記載のとおりです。

早速、委員の御質問の回答に移らせていただきたいと思います。

- 説明者2（JICA南アジア部南アジア第一課長） 田辺委員の1番目のJFMの生計向上活動の成功例・失敗例に関する御質問、それから、弓削座長の3番目の運営・維持管理体制に関する御質問についてお答えします。

地域住民は、森林局と協力して公有林を管理するため、集落・村単位で共同森林管理委員会を組織しています。住民と森林局は、公有林の管理・保護の責任を分担しつ

つ、森林から得られる利益を共有できます。具体的には、住民は非木材生産物へのアクセスや収穫木材の収入配分を得る代わりに、森林火災、不法伐採・密猟から森林と希少動物を保護する役割を担います。

また、事業終了後の住民組織の運営・維持管理に必要な資金として、実施期間中に回転資金（リボルビングファンド）の設置を検討しております。回転資金は、事業終了後も継続的に活用でき、地域経済活動を支える基盤となります。加えて、マーケティング能力向上を含む包括的支援により販路拡大と収益性向上が期待でき、住民は自ら資金を稼ぎ、主体的に事業を運営することで、持続可能な発展につながると考えております。

住民組織の持続的な運用には、資金面以外にも、住民の自立的な生計向上活動を長期的に継続できる体制づくりが課題です。JICAによる森林セクター向け事業において実施される生計向上活動はこれまで高く評価されている一方、2011年の調査では、森林局の実施能力の不足により共同森林管理委員会（JFMC）に対する支援が十分に行われず、生計向上活動に改善余地があった失敗例も報告されてはいます。

一方で、成功事例では、森林局がNGOと協力し、事業期間を通しての生産活動支援に加えて、マーケティング・金融アクセス・組織運営等まで包括的に支援していました。

続いて、徳田委員の1番目と道傳委員の3番目、それから、弓削座長の2番目の計画内容に関する質問についてです。植樹等の植林管理の徹底だけでは貧困解決は困難であるため、本計画では非木材林産物の加工・販売促進のための施設整備や研修等による住民の所得向上活動と、燃料としての木材の代替電源としてソーラー発電やミニ水力発電、バイオ燃料の導入支援等による代替燃料への移行促進を組み合わせて、森林資源の過剰採取の防止を図ります。

その他、気候変動による降雨パターンの変動や干ばつの影響を踏まえた農業や森林保全、土壌管理に関する啓発活動等も想定しております。

また、森林局、これはジャルカンド州森林環境気候変動局を指していますが、その能力強化については、円借款のコンサルタントによる州森林局職員への森林・野生生物に関する研修、民間資金活用制度の導入支援、地理情報システム等ITツールの活用支援、森林管理施設や研修施設等整備等を想定しておりますが、具体的な内容については協力準備調査にて詳細を協議・検討する予定でございます。

続いて、徳田委員の2番目と道傳委員の4番目の「タミル・ナド州生物多様性保全・植林計画」の成果や教訓に関する質問についてです。本計画は、2023年度の外部事後評価で、妥当性・整合性、効率性、有効性・インパクト、持続性の全てのサブレーティングで「非常に高い」と評価されました。

具体的には、実施機関と地域住民の信頼関係が構築され、教育・就労情報の普及、児童婚の減少、エコツーリズム、マイクロクレジットの利用を通じた生計向上などの

社会的成果が生じました。

また、森林局職員やエコツーリズムの参加者との持続的な交流により、自然保護や野生生物との共存に対する住民の理解が深まり、地域の自然資源の価値を再認識する意識変化や、児童婚の多かったコミュニティーでは進学を重視するなど、社会的価値観の変化も確認はされました。女性の就労拡大と経済的・社会的自立も促進されました。

さらに、N G Oとの連携により、ウミガメの保護意識が州全体に広まり、規制の導入が実現しました。生物多様性保全では、保護区の整備、侵略的外来除去と固有種再生、ゾウの生息地拡大やあつれき軽減策が進展し、植林についても、計画面積や植林樹種の生存率といった目標を達成しました。

続いて、道傳委員の1番目の案件名への御指摘についてですが、本案件名は借入国であるインド側の名称を採用しており、協力準備調査の結果も踏まえて変更の要否を検討いたします。

- 説明者1 道傳委員の2番目の、案件概要書に「人間の安全保障」との文言を盛り込むべきではないかとの御指摘についてですが「人間の安全保障」はそもそも、案件概要書に言及のある我が国の協力方針に含まれる理念ではありますが、特にこの案件についてはその側面が比較的強いと思われることから、特出しする形で「人間の安全保障」を追記しました。案件概要書の修正版として送らせていただいた次第です。
- 説明者2 続いて、西田委員の1番目の土壤汚染調査や対策は計画に含まれるのかとの御質問についてです。土壤汚染調査や対策を活動に含められないかは、森林局と議論を続けておりますが、協力準備調査を通して詳細に検討する予定でございます。

続いて、松本委員の1番目と3番目の森林劣化の要因説明とシナリオに関する御指摘についてです。同州の森林劣化は複数の外部要因が重なって進行しています。コロナウイルス感染症蔓延時に都市部から地方部へ戻った住民が増加し、果実収穫のための火入れ慣習により森林火災が急増したことが森林劣化の一因になっています。また、鉱物資源開発による森林地転用も疎林率悪化の要因としても挙げられます。一方、道路建設については、森林資源の減少に悪影響を及ぼしていることを示すデータはない由です。

その他にも外来種の蔓延、気候変動の影響など、複合的要因も影響している可能性もあり、協力準備調査で詳細を確認します。

他方、森林地周辺住民の多くが貧困状態にあり、収入の一部を森林資源に依存していることから、森林資源によらない代替の生計手段導入支援を含む貧困対策が森林資源保護につながり得る重要な取組だと考えております。

つまり、御指摘のとおりのシナリオで森林管理や生物多様性保全を実施します。

続いて、松本委員の2番目の他地域での実績経験が生かされていない理由に関する御質問についてですが、ジャルカンド州でもJFMは組織化されていますが、森林の質の改善や生物多様性保全を重視する一方で、疎林率の悪化、土壌劣化増加等に歯止めがかからない現状を踏まえ、既存の共同森林管理に加え、取組規模の拡大や森林局の能力向上が必要と判断され、日本が有するインド森林円借款の長年の経験・知見を活用すべく円借款支援を要望されるに至ったと理解しています。

森田委員の、妥当な案件だと思いますという点、ありがとうございます。

最後に、弓削座長の御質問の1番目の生活水準向上に関する御質問についてですが、本計画では、非木材林産物の採取・加工販売等によって、住民の年間所得は約25%増加させることができます。

例えば特定の木に増殖・寄生する虫の刺激によって植物が分泌する樹脂・樹液が石けんやコーティング剤の原料として収入源になります。森林局によるパイロットプロジェクトでは、1割程度の収入増加につながっており、今後、さらに採取・販売量の増加が見込まれています。

以上です。

- 弓削座長 どうもありがとうございました。

説明者からの説明について、追加の御意見・御質問があれば発言をお願いいたします。

では、道傳委員、どうぞ。

- 道傳委員 御説明ありがとうございました。「人間の安全保障」という文言を入れていただきましたことは、案件の説明の中で訴求力も読む方たちにとってあると思いますので、大変によいことと思いました。

同様に、案件名についてなのですけれども、これは検索をするときに結構大事なことと思っておりまして、見出しのようなもので、案件を読めば、これは森林局や、あるいは参加型の計画なので、住民たちの管理能力のことだということは分かるのですけれども「管理」という言葉をやはり入れていただいたほうがこれはより分かりやすいのではないかなと思っておりまして、付け加えさせていただきます。ありがとうございます。

- 弓削座長 ありがとうございます。

ほかにコメントや質問は。

では、松本委員、その次に、田辺委員、続けてお願ひします。

松本委員、どうぞ。

- 松本委員 ありがとうございます。

実は質問が難しかったのは、これは具体的に何をするのだろう、つまり、円借款でするので、恐らく規模は大きいであろう。それで、どこにこの資金の大きなところが使われるのだろうかというところを見ながら案件概要書を読んでいて、少し分からなくなつたので教えてほしいことがありますて、一つは、これはやはり相当広い地域ですので、州全体をカバーするので相当額のODAの資金が必要になるということの理解でいいかどうかなのです。1つずつは、例えば非木材林産物の活用であるとか、植林はそこそこ資金が必要なのかなとも思いますが、ものすごく包括的にやられようとしているように見えましたので、この辺り、実際に全部やるというプロジェクトでお金がかかるかどうかを確認したかったのが一つ。

もう一つは小さい質問なのですけれども、先ほどリボルビングファンド、回転資金の話をされていましたが、金融機関がそれを窓口にする場合はともかく、私の経験なので、私のやり方がまずかったのかもしれないのですが、意外に住民組織であるとか、あるいは本来、金融業を中心にしていないような役所のところに回転資金を委ねていくと何となく回転資金が減っていくという印象を、雑駁な言い方で恐縮なのですが、持っていました、最初、回転資金というものが、その後、自己資金にもつながってという話をされていたですから、特にそうした金融に明るくないような部局がそういうことを行うノウハウを持っているかどうかについて、これはFBIではなくてBカテゴリーということなので、恐らくここ自体が金融的な役割を果たすのかと思ったので、2点目はそこの回転資金の運用というものが本当にこの部局のところでできるかどうかについて伺いたかったという2点です。

- 弓削座長 ありがとうございます。

次に、田辺委員、どうぞ。

- 田辺委員 森林局の能力強化の計画内容の中はどちらかというと技術的な部分が多いのですが、他方でこの教訓とか、先ほどの御回答もあったとおり、住民とのコミュニケーションとか信頼関係を構築するためのそういった意識改革であったりコミュニケーション能力の向上みたいなものは、今回の森林局の能力強化の中に含まれているのかどうかというものを御確認させてください。

- 弓削座長 ありがとうございます。

それでは、回答をよろしくお願ひします。

- 説明者2 ありがとうございます。

まず、松本委員の御質問の1点目についてですが、おっしゃるとおり、州全体が対

象になっております。やはり森林活動が資金を充てるパーセンテージ的には大きいです。確かに、金融に明るくない部局という点はおっしゃるとおりですが、それを補完するためにN G Oやコンサルティング・サービス等でリボルビングファンド、回転資金の管理等も経験があるところを巻き込んで取り組んでまいりたいと考えています。

田辺委員の御質問についてですが、住民とのコミュニケーションや信頼強化について、これも実施機関に加えて、過去に経験を有しているN G O等を巻き込んで取り組む予定でございます。

以上です。

- 弓削座長 ありがとうございます。

松本委員、どうぞ。

- 松本委員 1点だけコメントです。すみません。

今、おっしゃったようなことをぜひ案件概要書のところから書かれるによろしいかと思います。日本のO D Aもかなりそういう現地のN G Oと協力してやられていますので、何かそういうところがしっかりと文章上に表れているということ自体は大切なことかなと思いました。

以上です。

- 弓削座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

円借款の対象となる地域について、それから、回転資金の設置と運用について、また、森林局の住民とのコミュニケーション能力向上についてなど質問がありました。それから、案件名についてのコメントもありました。できれば分かる範囲で案件概要書に最初からいろいろな情報を含めていただくとありがたいというコメントもありましたので、今後御検討いただければと思います。あと、重要なのは、この案件では住民が主体的に事業を運営して持続可能な発展につなげるということです。そして、ジヤルカンド州森林環境気候変動局の能力強化。先ほどもありましたけれども、コミュニケーション能力も含めて、能力強化が必要だということです。また、過去の案件の教訓を生かすということも大事な点だと思います。

これらと委員の皆様が挙げられた点を踏まえて、協力準備調査に進むということでよろしいでしょうか。

そのようにお願いいいたします。

それでは、この案件についての議論を終了いたします。

(4) ヨルダン（無償）「経済社会開発計画（医療機材）」

- 弓削座長 4つ目、最後の案件は、ヨルダン「経済社会開発計画（医療機材）」です。外交的意義の説明、委員コメントに対する回答をお願いいたします。
- 説明者1（国際協力局国別開発協力第三課） よろしくお願ひいたします。国別開発協力第三課首席事務官の門脇でございます。

はじめに、急遽、適正会議に取り上げていただくこととなり申し訳ありません。

本件は、ヨルダンに対して医療機材を供与する案件でございます。現在、ヨルダンは、ガザ地域から多数の傷病者を受け入れている国の一でございまして、ヨルダン以外にエジプトなども受け入れているところでございます。11月にヨルダンの国王が訪日された際にも、このガザの問題で連携していきたいという話もございました。そういう観点も含めて、今回、この案件を取り上げさせていただいたところでございます。

まず、いただいた御質問につきまして御回答申し上げます。

道傳委員から、初期の段階で軍の関係があるかもしれないと判明しなかった経緯、また、来年2月ではなく12月の会議の案件にしたのはどういう事情かとの御質問をいただきました。松本委員からも、もし軍が関係していなければ適正会議にかけられず、G/Aが結ばれる予定だったと考えてよいかとの御質問をいただきました。

まず、王立医療サービス（RMS）は、制度上はヨルダン群の傘下に位置づけられている医療機関でございまして、本案件の初期の検討段階におきまして、これはRMSが担っている軍の傘下にいるのだけれども、実務上どういう役割を担っているのか、どういう医療提供を行っているのかについて確認をしてきたところ、一定の時間が必要となったところでございます。一方で、ガザの人道状況、ヨルダンがこのガザの関係でかなり財政的な負担が増していることを踏まえまして、今回、できるだけ早く案件形成ができればと考えており、今回の適正会議で取り上げさせていただき、喫緊の人道ニーズも踏まえて例外的に付議させていただいたところでございます。

松本委員からの御指摘の点については、まさにおっしゃるとおりで、軍が関連していなければ適正会議に付議することはなかったものでございます。

続きまして、弓削座長から、RMSが医療サービスを提供している各カテゴリーの患者数と割合について御質問をいただきました。

まず、RMSにつきましては、患者全体の約90%が民間人になっています。その90%の約半数が子供、18歳以下の子供となっています。軍人の比率は2%から5%でございます。

続きまして、弓削座長から、この支援の対象となる病院で現在使用されている医療機材の生産国、また、これら機材と本案件に含まれる日本企業製品との整合性について御質問をいただきました。

まず、使用されている機材については、例えば、血管造影装置やCTスキャナーはオランダ製、デジタル移動式内視鏡ワークステーションは日本製です。デジタル移動式エックス線撮影装置、耳鼻咽喉科副鼻腔用内視鏡手術タワーはドイツ製、婦人科用超音波診断装置はアメリカ製でございます。それぞれの装置は、今回供与する装置も含めて、独立して使用されるものでございますので、互換性の問題が生じるものとは考えておりません。

続きまして、弓削座長と徳田委員から御質問い合わせいたいた、本案件で調達される機材が適正に使われるのか、軍事目的で使用されないのかとの御指摘についてでございます。

まず、本案件の実施に当たっては、ヨルダン政府との間で国際約束を締結する予定にしており、機材の軍事的な用途での使用及び目的外使用の禁止、また、ヨルダン政府による適切な管理に関する規定を盛り込みたいと考えております。加えまして、国際約束を締結するだけでなく、在ヨルダン日本国大使館もしっかりモニタリングを行うことを考えているところでございます。

続きまして、弓削座長と道傳委員から、プロジェクト名の副題を付けるべきとの御指摘をいただきました。今回の案件につきましては、案件概要書に「（医療機材）」という形で、この案件が医療機材を供与する案件であることが分かるよう修正させていただきました。

森田委員から、ガザからの傷病者への対応の緊急性、軍事転用の可能性がないことに鑑みて、案件を推進すべきだというとのコメントをいただきました。

まさにガザの人道状況は、本当に厳しい状況で、ようやく食料ですとか、生きるために必要な支援は徐々に入り始めているところではございますが、ガザの人道状況を踏まえて、引き続き、日本政府としても、この適正会議を含む諸手続を踏まえた上で支援を実施していきたいと考えているところでございます。

続きまして、西田委員から、今回、医療機材を供与するRMSはパレスチナ以外の紛争地でも支援を行っているかとの御質問をいただきました。

この点につきましては、実際に、RMSは、パレスチナ以外の紛争地域に関する支援も行っているところでございます。具体的には、コンゴやスーダン等の紛争活動地域において様々な活動を行っており、国際人道原則に基づいた医療・人道支援を行っていると聞いているところでございます。

続きまして、西田委員と徳田委員から、今回供与する医療機材に係る研修や人材育成をすべきではないか、そういう考え方があるかどうかを教えてほしいとの御質問をいただきました。

今回の案件につきましては、基本的には、機材を調達するものでございますが、機材の運転や保守に係る研修は現地でしっかり行っていきたいと考えております。また、先ほど軍事関係のところでモニタリングも行うと申し上げましたが、大使館もしっかりモニタリングしながら、もし要すれば、また別途対応を考えていきたいと思っているところでございます。

続きまして、西田委員のほうから、人道的な観点を踏まえると、ガザに設置されている野戦病院等にも支援すべきと考えるが、今回含まれていないのはなぜかという御質問をいただきました。

我々も、ヨルダンを含めて、いろいろな国がガザで野戦病院の支援を行っていることは認識しているのですが、今、ガザに物資を入れるのが結構大変でございます。具体的には、イスラエルのチェックが行われます。厳格な越境検査ですとか、承認手続においていろいろなプロセスがございまして、いかんせん、支援するにも非常に時間がかかり、どうなるか見通すことが難しいという状況になっております。

そういうところも踏まえまして、今回は負担がかかっているヨルダンを支援するという形で対応させていただいたところでございます。ただ、御指摘の支援の必要性は我々も認識しておりますので、今後の情勢や、停戦プロセスがより進んでいきますと物資もより入りやすくなってくるのだと思いますので、その辺の状況を見ながら検討していきたいと考えているところでございます。

続きまして、西田委員から、今回、RMSや病院で治療を受けるガザの住民のうちハマス関係者がどの程度含まれるかとの御質問がありました。

ヨルダン自体は、今、国王が「ヨルダン医療回廊」構想により、ガザの子供たちや傷病者への人道医療に取り組んでいるところなのですが、基本的にここにハマス等の武装勢力が入ってくることは想定されないところでございます。

ヨルダンは、人道支援を通じてハマスや武装勢力が流入し得ることに神経質になっているところでございます。身分のチェック等を何重にも重ねて行っているところでございます。それを踏まえて患者の受け入れをヨルダンが行っていますので、基本的にはハマスや武装勢力が流入する蓋然性というものは低いのではないかと認識しているところでございます。

続きまして、西田委員から、本計画にかかわらず中東で支援を行う場合、イスラエルとの関係で特段注意すべき点があれば教えてほしいとの御質問をいただきました。

まず、パレスチナで支援を行う場合は、やはりイスラエルによる様々なチェックが入りますので、そういう意味での大変さというものがございます。逆に言うと、パレスチナでなければイスラエルとの関係ではそれほどヒッチが起きることはないかと思います。実は、過去にもエジプトで国際機関と連携しましてエジプトの病院を支援したことがございました。この件について、イスラエルから文句が出たかというと、そういうことはないと承知しております。

続きまして、道傳委員から、今回の医療機材の供与は、難民への支援のために一般診療が逼迫しないよう支援を行うとの趣旨でもあるとの理解でよいかとの御質問がありました。この点については、御指摘のとおりでございます。

やはり、先ほど申し上げましたヨルダンの病院ですが、もともとは半数以上の患者が一般市民でございます。一方で、ガザからの傷病者を子どもも含めて受け入れることで、ガザの支援にもなりつつ、かつ、一般診療も逼迫しないようにとの観点から、今回、医療機材を供与することによって医療体制を強化していきたいと考えているところでございます。

続きまして、道傳委員より、緊急時に、例えば軍や軍医の判断で軍の使用が優先される、戦地に人を送り込む、病院が軍事拠点になるといったことは想定されるのかとの御質問をいただきました。

まず初めに、今回の医療機材につきましては、先ほど申し上げましたとおり、軍事的用途や目的外使用の禁止に関する規定を含む国際約束を締結する予定でございますので、御指摘のような運用は基本的には想定されていないところでございます。

在ヨルダン日本国大使館とRMSとの間でしっかりと意見交換しながらモニタリングも行っていきたいと考えているところでございます。

続きまして、松本委員より、今後のプロセスについて、ヨルダン政府に資金を供与した後どうなるのかとの御質問をいただきました。

この点については、資金をヨルダン政府に供与した後、ヨルダン政府が機材を購入し、RMSに引き渡すことになります。

松本委員から、今回予定されている計画でどの程度の量の医療機材が購入されるのかとの御質問をいただきました。

具体的には、血管造影装置を1台、デジタル移動式内視鏡ワークステーションを1台、CTスキャナーを1台、耳鼻咽喉科副鼻腔用内視鏡手術タワーを1台、婦人科用超音波診断装置を1台、デジタル移動式エックス線装置を2台整備することを計画しております。

続きまして、松本委員から、今回、機材供与の対象となる施設が外国からのドローンやミサイルによる攻撃を受けるおそれはないのかとの御質問をいただきました。

どこの国もそうだと思うのですが、ドローンを含めて、外国から攻撃を受ける可能性をゼロと断言することは難しいところではありますが、ヨルダンを標的とした攻撃は、今のところ起きていないと認識しておりますので、今回の機材調達によって、軍事攻撃の対象となる蓋然性が高まるようなことはないものと考えております。

最後に、徳田委員から、ヨルダンには約45件の病院が存在すると仄聞している一方、軍関係でない病院ではガザの避難民の受け入れは全く実施してきていないのかとの御質問をいただきました。

現在、ヨルダンでは、今回の案件で機材配置の対象となる病院がガザ地域からの傷

病者の第一次受入機関かつ高度専門医療の中核として機能することが、ヨルダン政府により決定されております。もちろん、第一次の受入機関であるため、ほかの病院に全く行かないというわけではないのですが、基本的には、まず、今回、機材配置の対象となる病院に来ることになっているというところでございます。

簡単ではございますが、質問に対する回答は以上のとおりでございます。

- 弓削座長 どうもありがとうございました。

説明者からの説明について、追加の御意見・御質問があれば発言をお願いいたします。

では、松本委員、西田委員、道傳委員。では、その順番で3人。

まず、松本委員、どうぞ。

- 松本委員 非常に詳しく御説明ありがとうございました。2点ほどあります。

1点目は、最初、プロセスの説明のところで、この案件は、軍関係がなければ、このまま適正会議にかからずに贈与契約（G/A）が結ばれる予定だったとのことです。もう一度確認させていただきたいのが、適正会議にかかる案件とかからない案件というものは、一旦は全ての案件が適正会議にかかるのかなとも思っていたときもあったので、適正会議にかかる案件、つまり、適正会議で議論する案件はみんなで選んでいますけれども、そもそも、案件概要書が送られてくる案件と送られてこない案件というものがどう仕分けされていたかとについて確認させていただきたいです。

2点目は、私の質問の2番目のところで、RMSに提供するというのは分かるのですが、有償か無償かというところの質問があったのは、つまり、これは見返り資金を取るような案件なのかどうか。それとも、一回使い渡したいな、つまり、RMSはこれを買うのか、それとも、単にヨルダン政府からもらうのかというところを確認させていただきたいです。

以上、2点です。

- 弓削座長 では、続けて、西田委員、どうぞ。

- 西田委員 御説明ありがとうございました。私は、これは非常に重要なケースだと思っていて、今回議論させていただけてよかったです。3点コメントです。

1点目は、この案件は、やはり日本の対パレスチナ支援という位置づけをすごく明確に示すことができる重要な案件だと思っておりまして、日本はパレスチナの「二国家解決」をかねてから支持しているのですけれども、先般、岩屋外相が、パレスチナ承認をいつするかの問題なのだ、するかしないが問題ではないのだと既におっしゃっていて、また、2024年4月の安保理会合では、我が国はパレスチナの国連加盟、

国としての国連加盟に既に賛意を示していることは、すごく重要なメッセージだと私は理解しております。そのパレスチナに対して、あるいは中東の危機に対して、どれだけ寄り添えるかということを示していく。そういうメッセージ性の強いものになるのではないかなと思っておりまして、そういうようなところをぜひ前面にも出していただけたらと思っています。

併せて申し上げますと、本案件の外交的意義のところ、基本的には対ヨルダン、対中東と位置づけておられますけれども、御案内のとおり、日本にとって対パレスチナ支援というものは東アジア外交のコンテクストに非常に重要性を持っているわけです。ムスリムコミュニティーの2割が東南アジアにいると言われていて、日本がリードしてきているパレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（C E A P A D）のような枠組みもある中で、やはり大きく日本がムスリムコミュニティーを大事にしているというメッセージを案件の中でも意識していくべきだと思いますし、そういったことを例えればインドネシアあるいはマレーシアといった国々に伝えていくことも大事かなと思っております。そういう意味もありますし、実は私は研修は日本でやってはどうでしょうか、そういうことも大事だという政治的なメッセージも見せるというような意味で申し上げてきました。

2点目ですけれども、ぜひガザ地区内の野戦病院での支援をしていただければと思います。先ほど申し上げたとおり、やはり日本としては重要だと思っていることを体現することになりますし、イスラエルの手続の問題があるとおっしゃられていたのですけれども、例えば日本がこの病院で使われる機材をR M Sに贈与して、R M Sが自分たちで持っていくといったやり方もあるのではないかなと思いますので、何かしらの形で早くこういったことが実現するのが地域の人たちにとってもいいのではないかなと思っております。ぜひ御検討いただければと思います。

3番目は、ハマス関係者なのですけれども、すみません。私は一時期、緊急人道支援に関わっていて、どんなことをやっていても軍人・軍属は制服を脱げば民間人に紛れ込むことはすごく簡単ですので、入ってくるのだろうと思います。チェックはあるにしても、こういったものは全て除けないということ。特に、先ほどおっしゃっていたと思いますが、野戦病院での支援等になってくると、誰が誰だか分からぬような状態の中で医療を提供するというようなこともあると思いますので、これは一応、留意事項として思料くださいというところです。

以上です。

- 弓削座長 ありがとうございます。
道傳委員、どうぞ。
- 道傳委員 御説明ありがとうございました。2点ございます。

1点目は、この案件そのものについて、西田委員も指摘されましたけれども、パレスチナ支援、避難民への支援については、アメリカやロシアや中国、国際社会、必ずしも一枚岩にはなれない状況にある中で、人道的な観点からの日本ならではの支援という意味でこの会議でも議論をして、そして、透明性を高めて発信をするということはとても大切であると思いました。そのときに、先ほど御説明の中でおっしゃっていました、国際約束を締結して、そのモニタリングも行う。そういったことはここに書き加えていただくことができるのかどうかということが1点目でございます。

2点目は、開発協力適正会議そのものの今後についてなのですけれども、今回はこうした事情がおありのこととは重々理解しつつも、コメント・質問の提出までがたしか5日間で、回答を皆様からいただく時間も5日という、非常にタイトなスケジュールの中で行われました。こういったことは、今後、開発協力適正会議のありようとして先例となるのかどうかお聞かせいただきたいと思いました。

- 弓削座長 ありがとうございます。

それでは、まず、中島総括官、どうぞ。

- 中島国際協力局開発協力総括官 開発協力総括官の中島でございます。何点か、適正会議のプロセスについて御質問いただいたので、まずその点を説明したいと思います。

まず、適正会議にかかる案件は、JICAが協力準備調査を実施する無償資金協力あるいは有償資金協力の案件ということになっておりまして、一部、無償資金協力で外務省が実施している、例えば今回の経済社会開発計画ですとか草の根無償については、原則御議論をお願いしないのですけれども、その中で非軍事原則の観点で審議が必要なもの、今回のように、機材の整備対象が軍傘下の病院であるような場合については、委員の皆様に御審議をお願いする整理としております。

それから、道傳委員から御指摘がありました、今回、急遽、委員の皆様にお願いしましたことですが、事務局としてもそこは重く受け止めておりまして、今後、やはり事前に案件を形成している過程で軍の関係がないということは常によくチェックをして、そういう御審議が必要だという案件についてはしっかりと、本来のスケジュールで沿った形で委員の皆様に審議をお願いするように努めてまいりたいと思いますので、御理解いただければと思います。

ありがとうございます。

では、どうぞ。

- 説明者1 御質問ありがとうございました。

まず、松本委員から御質問いただきました、今回の機材が有償なのか無償なのかというところでございますが、基本的にはRMSに無償で渡すという形になっていると

ところでございます。

西田委員から御質問いただきました3点のうち、まず1つ目のパレスチナ支援につきましては、まさにこの「二国家解決」は我が国もしっかり支援していきたいというところであり、今後の支援につきましても、今回のような人道支援以外にも、ガザの復興ですとか、やはり国づくりのところもしっかり手当てしていく、パレスチナに対してより包括的に日本として支援していくことが重要であると考えているところでございます。

それに関連しまして、2つ目の御質問にも近づくのですが、外交的意義に関して、この話は東アジアにも関係するのだというところ、ムスリムもいるしというところはおっしゃるとおりでございまして、今、日本ではC E A P A Dという枠組みの下で様々な三角協力を進めているところでございます。具体的には、インドネシアとかマレーシアとか、そういったところで、今、第三国研修という形で人材育成をやっているところでございますので、こういう形でアジアの中のイスラム教の諸国とも一緒にパレスチナの支援の輪を広げていくことで、戦略的にも関係を強化していく手当てをしていきたいところでございます。

3つ目の御質問のガザの野戦病院等を通じて軍人が入ってくる蓋然性もあるとの点については、おっしゃるとおりなので、ここはしっかり留意しながら対応していきたいと思っているところでございます。

道傳委員からの御質問にありました、国際約束やモニタリングのところを案件概要書に書くことはできないかというところについては、対応したいと思います。

- 道傳委員 この特記事項の後ぐらいに。
- 説明者1 おっしゃるとおり、特記事項の後に書くのが良いのではないかと考えております。
簡単ではございますが、以上でございます。
- 弓削座長 どうもありがとうございます。
ほかによろしいでしょうか。
たくさんの御説明と、質問にお答えいただき、どうもありがとうございます。
まず、この案件を急遽、そして、例外的に適正会議に付議することになった経緯の説明がありました。一般的なプロセスということで、適正会議で議論する案件についての御説明もありました。それから、外交的意義について、日本の対パレスチナ支援について、案件概要書に含めるのがいいのではないかというコメントもありました。また、たくさんのポイントがあったのですけれども、この計画の実施に当たっては、ヨルダン政府との間で調達機材の軍用的用途及び目的外使用の禁止並びにヨルダン政

府による適切な維持管理に関する規定を含む国際約束を締結するということが非常に重要なポイントだと思います。そして、これについては案件概要書に含めるということが大事な点だと思いますので、ここを加筆していただきたいと思います。そして、機材調達後は現地大使館が継続的にモニタリングすることも必要なので、この点も一緒に含めていただきたいと思います。また、調達された機材の使用や保守のための十分な研修を実施するというのも大事な点です。

これらの点と、今、委員の皆様からいただいた、御指摘のあった点を踏まえた上で、協力準備調査に進むということでよろしいでしょうか。

皆さん、首を縦に振っていらっしゃるので、それでは、そのようにお願ひいたします。

御議論ありがとうございました。

- 松本委員　これは、協力準備調査はないので、実施です。
- 弓削座長　調査はないのですね。分かりました。では、実施に。
どうもありがとうございます。それでは、この案件についての議論を終了いたします。

2 事務局からの連絡

- 弓削座長　これが最後の案件ですので、事務局から連絡事項につき、発言をお願いいたします。
- 中島国際協力局開発協力総括官　ありがとうございます。
次回の開発協力適正会議第85回会合は、申し合わせどおり、来年2月24日火曜日に開催予定でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 弓削座長　どうもありがとうございます。
そういうことで、4件あって、結構ぎりぎりの時間かなと思ったのですけれども、一応、時間内に終わることができました。御協力ありがとうございました。
今年、2025年の会議としては今回が最後になりますので、委員の皆様、外務省の皆様、JICAの皆様、いろいろとどうもありがとうございました。よい年をお迎えください。

別添 委員コメント一覧

1 ベトナム(有償)「メコンデルタ沿岸地域灌漑システム改善による気候変動適応対策計画」

＜森田委員＞

妥当な案件だと思います。

＜弓削座長＞

- (1) 期待される開発効果に地域住民の生計向上が含まれているが、具体的にはどのように（例：農業の増産？新しい作物の導入？）どれほどの生計向上が期待されるのかを教えて下さい。現在、地域住民は、どのように生計を立てているのかも教えて下さい。
- (2) 運営/維持管理はカマウ省人民委員会が所管し、同委員会が調達する O&M 会社が運営・維持管理を担うとのことですですが、O&M 会社はどのように選定されるのですか。また、運営・維持管理を行う能力を持つ O&M 会社は何社くらい存在するのでしょうか。
- (3) 地域には、世界銀行が計画中のプロジェクトが3つ、アジア開発銀行が計画中のプロジェクトが 2 つ、カマウ省人民委員会が実施している事業が1つあるということだが、これらの事業との役割調整や連携は、どのように行われるのか。

＜田辺委員＞

- (1) 本案件は「オファー型協力」案件か。であれば、通常の要請案件とのプロセス上の差異を教えていただきたい。
- (2) 「メコンデルタ沿岸地域灌漑システム改善による気候変動適応対策計画」マスターplanで提案された 9 つの優先事業のうち、本 2 事業を選択した理由と他の 7 事業の進捗状況・見通しを教えていただきたい。
- (3) メコン川河口部の塩水遡上が深刻化している背景として、上中流部における過剰な取水による河口部の流量の減少が大きな要因ではないのか。であれば、上中流部における過剰な取水を抑制するために、日本はどのような貢献をしているのか。

＜徳田委員＞

- (1) JICA が開発調査型技術協力「メコンデルタ気候変動適応対策プロジェクト」(201 年～2013 年)を通じて支援した「メコンデルタ地域開発マスターplan」(2022 年 2 月)について、ベトナム政府が策定するまでに約 9 年の年月を費やしているが、ベトナム政府にとつては優先順位が低いために時間がかかってしまったのか、何か理由があるなら教えてほしい。
- (2) 策定されたマスターplanを基に、メコンデルタ地域全体の防潮・水資源管理について、世界銀行、アジア開発銀行などの様々な国際機関がプロジェクトを検討中であるが、本件含めこれらのプロジェクトでマスターplanはほぼ完遂されるのか、全体像を教えて欲しい

い。

- (3) 灌溉システム改善を通じて塩害と水害が軽減される受益地の人口は約 828,000 人、水資源管理により生計向上が期待される人口は約 1,592,000 人とあるが、塩水浸上、地盤沈下に対して期待される具体的な効果を教えてほしい。

<道傳委員>

- (1) 英文案件名が Climate Adaption … とありますが、過去の類似の案件名、世界銀行、国連のプロジェクトなどでも Climate Adaptation が使用されていますのでお伺い申し上げます。
- (2) 環境社会配慮力テゴリが A となる理由をご教示ください。
- (3) 過去の類似案件の教訓として、実施機関は施設建設だけでなく、事業が及ぼす末端の裨益効果を視野に入れて計画・実施・評価を行うべきことが挙げられている。本案件では運営・維持管理を行う O & M 会社はカマウ省人民員会が調達する、とありますが、会社の選定ふくめ教訓が生かされるような体制はどのように担保されるのでしょうか。

<西田委員>

- (1) 期待される開発効果について、これは本計画単独のものでしょうか。あるいは、JICA マスター・プランに基づく各計画の相互連関した結果の推計となるのでしょうか。いずれにしても、受益地の人口と何等かの生計向上が期待される人口と、やや大雑把な効果推計のような気がします。計画の必要性で問題が例示されていますが、地下水の利用や地盤低下の抑制、塩害による生活用水の問題に直面する約 48,000 世帯の状況の改善度合い、塩害地の縮小や農水産業の生産量増加など、具体的に示すことができる数値をお知らせください。
- (2) 環境社会配慮力テゴリ分類 A としての影響の特性・地域の詳細および対応策等について、お知らせください。

<松本委員>

- (1) 「計画の背景と必要性」の(1)にオファー型協力への言及があるが、本事業はそれに当たるかご説明いただきたい。「オファー型協力」は今次開発協力大綱では様々な議論があつた新しい形態なので、今後案件概要書の様式として「オファー型かどうか、オファー型の場合の簡単な説明」を入れられないかご検討いただきたい。
- (2) 「計画概要」の(1)②に書かれた開発効果は理解できるが、防潮水門の運用や作物の品種改良、上流開発の影響などを踏まえなければ達成が難しい、かなり楽観的な記載という印象を持った。それに関連して 5 点質問したい。1) 防潮水門を開閉する条件をどう考えているのか、2) 汽水域でのエビ養殖者への影響をどう考えているのか、3) 農業が可能な塩分濃度をどのくらいと考えているのか、4) 農業が可能な塩分濃度を防潮水門の

開閉だけでコントロールできるのか、5)上流の開発(カンボジアの堤防建設、上流のメコン河本支流ダムなど)が季節ごとの淡水量に及ぼす影響と本事業の関係をどう考えているのか。開発効果を達成するには、事業だけではコントロールできない外部要因を考える必要があると考える。

2 モンゴル(有償)「農牧業ツーステップローン計画」

<弓削座長>

- (1) 期待される開発効果について、次の点をわかる範囲で教えて下さい。
 - ① 最終貸付先の売上増加は、どの程度期待されるのか。
 - ② 初めて融資を受ける企業の数はどの程度か。それは融資を受ける企業の約何割か。
 - ③ 農牧業分野の MSME の経営者のうち、女性は約何割か。
 - ④ 融資先企業のうち、女性経営者によるものは、どの程度と想定するか。
- (2) 計画実施機関/実施体制は食糧・農牧業・軽工業省及び中小企業庁であり、これら実施機関が大蔵省とともに本件の転貸先となる PFI を複数選定することだが、この3つの組織の役割分担と協力体制について教えて下さい。
- (3) 本件の PFI となりうる金融機関は、何社くらいあるのですか。
- (4) 円借款「中小企業育成・環境保全ツーステップローン計画(II)」における PFI と同様の PFI を候補と想定しているとのことですが、いくつの PFI が、この円借款事業に参加していて、そのうちいくつ位の PFI を本計画の候補として想定しているのか。その理由も教えて下さい。
- (5) 運営/維持管理体制は協力準備調査にて確認とのことですが、重要なことなので、現時点でのわかる範囲で教えて下さい。

<田辺委員>

- (1) 「中小企業開発基金は、その資産規模が理由で申請事業の 2 割程度にのみ融資している状況」とのことだが、同基金への申請案件のうち農牧業分野の申請はどの程度あるのか。
- (2) 「モンゴルの法律上は倒産して銀行が有する貸付事業の他銀行への移管は認められていない」とのことだが、国際機関等を通じて、債権譲渡を可能にする政策変更の働きかけは行われているか。

<徳田委員>

- (1) 小規模農家の単なる延命に繋がるような貸付ではなく、ツーステップローンという枠組みの中で生産性向上に資するような貸付とすべくどのような工夫が可能か教えて欲しい。
- (2) モンゴル向け「中小企業育成・環境保全ツーステップローン計画(II)」について、金融アクセスへの改善など具体的な成果があれば教えてほしい。

- (3) 「モンゴルの法律上は倒産して銀行が有する貸付事業の他銀行への移管は認められていないため、一部の PFI が倒産した際に、当該 PFI の貸付事業を中央銀行で引き受けたしか選択肢がなく、その結果、最終貸付先の企業が取引先の商業銀行との間で確立した信用が失われ、完済後に新たな融資を好条件で受ける好機を失うことにつながった」と指摘されている。貸出先が中央銀行でも完済すれば貸付先の信用が失われるとは通常は考えにくいが、何故、このような状況が発生するのか教えてほしい。

＜道傳委員＞

- (1) 本案件はジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件である。期待される開発効果として、挙げられている「女性経営者を含む融資先企業の金融アクセスの改善」については、どの程度の改善が期待されるのか、現状との比較でご教示ください。

＜西田委員＞

- (1) 対象国の農牧業 MSME への融資が低迷している理由について商業銀行側の融資条件の厳しさが挙げられていますが、天候以外の MSME 側の要因もあるのではないか。現在 MSME に対して行われている融資資金の返済に関する課題など、MSME への融資リスクについてもう少し詳しくお聞かせください。
- (2) 同国農牧業分野においては対象には遊牧民も少なからず含まれるものと推察します。農牧業分野が伸び悩む要因としては、移動を前提とする生活形態に起因する課題など、資金アクセス以外の問題もあるような気がしますがいかがでしょうか。

＜松本委員＞

- (1) ツーステップローンでは、JICA が仲介金融機関の融資審査能力を確認することになる理解している。本事業の場合は、食糧・農牧業・軽工業省、中小企業庁、大蔵省の三者が転貸先の PFI を選定するとなっているが、JICA はこの 3 省庁の審査能力を確認するのか、それとも転貸先の PFI の審査能力を確認するのか、両者なのか、理由と共にご説明いただきたい。
- (2) 金融にアクセスが難しかった MSME に融資を行うということだが、MSME が自らの返済能力を自覚せずに借りるケースが懸念される。この点はどのようにお考えか、
- (3) 貸し手は実績(融資額)を求めやすいため、経験不足の MSME に返済能力を十分考えずに融資を行うことや、低利融資を求めている MSME ではない優良な借り手に積極的に貸し出しを行うことが考えられる。この点はどのようにお考えか。

＜森田委員＞

- (1) 妥当な案件だと思います。
- (2) 農牧業分野への直接支援ではなく、中小企業の資金へのアクセスを改善することで自助

を促すという点で重要な案件であると思います。このような案件の場合、資金の配分等も含め、コンサルティングが重要であると考えます。ツーステップローン、コンサル共に円借款で対応するという理解でよろしいですか。コンサルの部分は無償で対応するという選択肢もあるかと思いますが、何故円借款なのでしょうか。（「先方から円借款の要請があったから」ということであればそれまでですが）。

3 インド(有償)「ジャルカンド州参加型森林能力強化計画」

＜田辺委員＞

- (1) JICA はこれまでインドの多くの州で、JFM 型の森林保全・再生事業に関与してきたと理解している。森林に依存して生活する住民の理解を得る上で重要になるのが、代替生計手段の確立だと考えられるが、生計向上活動の成功例、失敗例にはどのような違いがあるのか。

＜徳田委員＞

- (1) ジャルカンド州の疎林率の悪化要因の一つとして貧困に直面している森林周辺住民による森林資源の過剰採取が挙げられているが、伐採された森林を再生させるための植樹等植林管理の徹底だけでは貧困解決は難しいのではないか。同時並行で現地の貧困対策を推進する必要があると思うが、計画内容には含まれているのか。
- (2) 対インド円借款「タミル・ナド州生物多様性保全・植林計画」について、具体的な成果があれば教えてほしい。

＜道傳委員＞

- (1) 森林管理能力強化計画でしょうか。類似の案件では「参加型森林管理能力強化計画」とありました。
- (2) 本計画が必要な背景として、人間住民の生計向上、貧困の削減への寄与など人間の安全保障の観点からも重要であることが挙げられている。人間の安全保障は、開発協力大綱の基本方針の中で、我が国のあるべき開発協力に通底する指導理念に位置付けられており、レラバントな案件では日本の外交方針の発信のためにも文言として盛り込まれるべきではないか。
- (3) 管理能力強化に主眼の置かれた計画であり、住民への啓発活動や、森林資源に過度に依存しない生活手段の導入支援は、どのように行われるのかご教示ください。
- (4) 過去の案件からの教訓として、「意識や価値観の変化につながる教訓を得ている」とあります。どのような変化が確認されたのかご教示ください。

＜西田委員＞

- (1) 本計画の対象となるジャルカンド州の特性として鉱物資源開発が挙げられています。閉

山跡地の再植林も計画に含まれていますが、土壤汚染調査や対策は含まれないのでしょうか。

<松本委員>

- (1) 「2. 計画の背景と必要性」の(2)に「州内の貧困層の約 56%が森林地周辺に居住し、森林資源の過剰採取が森林劣化につながっている」との記述があるが、貧困→過剰伐採→森林劣化はあまりに単純化された図式ではないか。外部要因としての、人口増や外部による森林伐採、道路建設によるアクセスの改善などがないのか確認したい。
- (2) インドは優れた JFM(共同森林管理)の実績があることで知られている。他地域のそうした実践経験がなぜジャルカンド州では活かされていないのか伺いたい。
- (3) 「3. 計画概要」(1)①の(ア)～(ウ)は、森林劣化の根本原因の分析に基づいて示されるべきだと考える。「地域住民が非木材林産物を活用できれば貧困から脱することができて、森林資源への依存が減り、森林管理や生物多様性保全が可能になる」というシナリオなのか伺いたい。

<森田委員>

妥当な案件だと思います。

<弓削座長>

- (1) 期待される開発効果に生活水準の向上が含まれていますが、どのような経済活動により、生活水準がどの程度向上することが期待されているのでしょうか。
- (2) 計画内容について:
 - ① 「地域住民向けの研修」にはどのような内容が含まれるのでしょうか。
 - ② 「森林局の能力強化」は、誰が、どのような面での能力強化を行うのでしょうか。
 - ③ 「森林局」は、「ジャルカンド州森林環境気候変動局」のことでしょうか。
- (3) 運営/維持管理体制:事業終了後は住民組織が自己資金により運営/維持管理を実施することだが、次の点について教えて下さい。
 - ④ 現在は、どのような住民組織が存在するのか。
 - ⑤ これらの住民組織の事業終了後の運営/維持管理にあたり、そのための資金はどのように確保されるのか。
 - ⑥ 住民組織による運営/維持管理に関しては、資金面以外にどのような課題が想定されるのか。

4 ヨルダン(無償)「経済社会開発計画(医療機材)」

<徳田委員>

- (1) 納入された機材が転売されて他の用途に利用されるリスクを懸念するが、納入後は機材

が適正に活用されているかをどのようにモニタリングするか教えて欲しい。

- (2) ヨルダンには約 45 件(在ヨルダン日本国大使館情報)の病院が存在すると聞いているが、軍関係ではない病院では避難民の受け入れを全く実施出来ていないのか、他に ODA 供与先の選択肢が無いのかを確認したい。
- (3) 資金調達の上、日本企業から提供される高度な医療機材を継続的に取り扱うための病院側の人材の育成について考えを教えて欲しい。

<道傳委員>

- (1) RMS のウェブサイトのアドレスは <https://jrms.jaf.mil.jo/index.html> とあり、それぞれ jaf は joint armed forces、mil は military と推察されます。軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避するとの原則に関わる事柄について、先方のヨルダンの実施期間が軍傘下に設置された医療機関であることが初期の段階で判明しなかったのはどのような経緯でしょうか。
- (2) 2 月の会議で検討し、討議する案件とせず、時間の制約がある中で 12 月の会議の案件とするのはどのような事情なのか、ご教示ください。今回の事例は、緊急性、人道支援の観点からタイトなスケジュールでも適正評価会議の案件として討議される先例ともなるのでしょうか。
- (3) 医療機関の負担軽減という趣旨での医療機器の供与は、難民への支援のために一般診療が逼迫しないよう支援を行うとの趣旨でもあると理解しますが、この理解でよろしいのかご教示ください。
- (4) 緊急時に、たとえば軍や病院に所属する軍医の判断で、軍の使用が優先される、戦地に人を送り込む、病院が軍事拠点となる、というような事態は想定されるのか、など協力先となる病院は、どのように運用されるのか。ありうるシナリオについてどのような議論を経ての案件形成なのかも合わせてご教示ください。
- (5) 以前にも会議で提案しご議論いただいたことですが、案件名は「経済社会開発計画」に加え、プロジェクトの所在地、活動の内容が伝わる情報も合わせて付記いただきたく考えます。

<西田委員>

- (1) RMS はパレスチナ以外にも国外の紛争地支援を行っているのでしょうか。あるとしたら、どのような性質のもの(被災者支援なのか軍事協力なのか等)かお知らせいただけますか。
- (2) 本計画では、日本製医療器材の購入資金の提供のみを予定しています。調達された機材の使用や保守のための研修は調達先となる企業が提供するのかもしれません、日本にとってのヨルダンの重要性に鑑み、日本においても本計画に伴う研修を一部でも行うべきではないでしょうか。
- (3) より人道的な観点から、またパレスチナ危機への日本の対応を明示的に示すためには、

ガザ地区に設置された 2 つの野戦病院にて用いられる機材や医療品の購入に向けた資金援助があるべきと考えますが、それが含まれないのは何故でしょうか。

- (4) 明確な区分は難しいと承知しますが、RMS/KHMC にて治療を受けるガザ・西岸地区の住民のうちハマス関係者はどの程度含まれると推定されますか。
- (5) 本計画にかかわらず、中東での支援提供において、イスラエルとの関係において特段注意すべき点もあるようであればご教示ください。

<松本委員>

- (1) もし軍が関係する事業でなければ、この案件は、適正会議にかけられずに G/A が結ばれる予定だったと考えてよろしいか。急遽適正会議にかけられた背景をもう少し丁寧にご教示いただきたい。
- (2) プロセスを確認させていただきたい。日本企業製品の医療機材を調達する資金をヨルダン政府の供与したあと、ヨルダン政府は同機材を購入し、RMS に無償で提供するのか、それとも有償で渡すのか、教えていただきたい。
- (3) RMS が運営している KHMC は相当多くの患者を受け入れていると理解した。本計画ではどの程度の量の医療機材を購入できる資金を供与するのか。それによって、ガザ地区傷病者受入の医療体制が、具体的にどの程度改善されるのか、伺いたい。
- (4) 機材供与の対象となる施設が、外国からのドローンやミサイルによる攻撃を受ける恐れはないのか、ご教示いただきたい。

<森田委員>

- (1) ガザからの傷病者への対応の緊急性、軍事転用の可能性がないことに鑑み、推進すべきであると考えます。日本の医療技術を活かした貢献ができるので、高所得国であることに係らず、無償で実施すべきです。

<弓削座長>

- (1) 王立医療サービス(RMS)は、国民一般、周辺国・地域からの避難民、軍人に医療サービスを提供しているとのことですが、各カテゴリーの患者数と割合を教えて下さい。
- (2) 支援の対象となる病院で現在使用されている医療機材は、どの国の製品でしょうか。これら機材と、本案件に含まれる日本企業製品との整合性について教えて下さい。
- (3) 本案件で提供される予定の医療機材が軍事行動に利用されることを想定されないとのことですが、そのことはどのように担保されるのでしょうか。
- (4) 案件名は「経済社会開発計画」ですが、こういったタイトルの後には副題をつけることが、数年前の開発協力適正会議で決まったと思いますので、本案件概要書にも副題をつけていただければ幸いです。

<田辺委員>

-

(了)